

令和4年度 第1回東御市子育て支援審議会次第

日時：令和4年12月14日（水）

午後3時から午後5時

場所：市役所本館2階全員協議会室

委嘱書交付

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 会長の選任

会長_____

5 第2期東御市子ども・子育て支援事業計画の概要について

資料1 P3

6 協議事項

（1）第2期東御市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

資料2 P4～26

（2）子どもサポートセンターにおける子育て・子育て支援のための施策について

1 子どもサポートセンター運営体制に関する基本方針

資料3 P27～31

2 子どもサポートセンター子育て・子育て支援施策実行計画（アクションプラン）

資料4 P32～36

（3）その他

7 その他

8 閉会

1. 審議会委員名簿 任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日（敬称略）

団 体 名	氏 名	備考
東御市民生児童委員協議会	小林 由美	田中地区主任児童委員
	土屋 千夏	滋野地区主任児童委員
	五十嵐 江利子	柰津地区主任児童委員
	岡田 和子	和地区主任児童委員
	小池 道子	北御牧地区主任児童委員
保育園保護者会連合会	田口 翔子	保育所の幼児の保護者
	金井 眸	保育所の幼児の保護者
くるみ幼稚園保護者会	尾崎 優	幼稚園の幼児の保護者
私立保育園の代表者	関 旦子	海野保育園園長
認定こども園の代表者	月岡 栄子	くるみ幼稚園園長
小規模保育所の代表者	吉田 周平	おひさまこども園園長
東御市商工会	馬場 直樹	商工会青年部長
青年または女性で構成する団体に属する者	只木 とも子	女性団体連絡協議会
児童福祉に関するボランティア団体に属する者	尾形 裕子	すくすくママ〜ず
社会教育団体及び学校教育団体に属する者	土屋 忠寿	社会教育委員
東御市教育委員会	五十嵐 英美	教育委員

2. 事務局

職 名	氏 名
健康福祉部長	小林 秀行
健康福祉部子育て支援課長	西澤 好美
健康福祉部子ども家庭支援室長	掛川 一郎
健康福祉部健康保健課保健係長	土屋 佐知子
健康福祉部福祉課福祉推進係長	安原 武志
健康福祉部福祉課福祉援護係長	永島 美典
教育委員会教育課青少年教育係長	重田 雄一
健康福祉部子育て支援課保育係長	小林 綾
健康福祉部子育て支援課子育て支援係長	高野 美奈
健康福祉部子育て支援課子育て支援係主査	宮澤 宏美

3. 市立保育園長

田中保育園長	春原 和美	和保育園長	小林 己和子
滋野保育園長	金井 由美子	北御牧保育園長	小林 美香
柰津保育園長	菊地 美和子		

○東御市子育て支援審議会条例

平成16年4月1日

条例第102号

改正 平成25年12月25日条例第32号

令和3年3月30日条例第4号

(設置)

第1条 市の子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に行うため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定により、東御市子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議するものとする。

- (1) 子育て支援施策に関すること。
- (2) 保育所の運営に関すること。
- (3) 保育料に関すること。
- (4) その他子育て支援施策に関し、市長が必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以上で組織する。

2 委員は、子育て支援施策等に関し識見を有する者で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童福祉に係る者
- (2) 保育所及び認定こども園の幼児の保護者
- (3) 私立の保育所及び認定こども園の代表者
- (4) 商工業団体に属する者
- (5) 青年又は女性で構成する団体に属する者
- (6) 児童福祉に係るボランティア団体に属する者
- (7) 社会教育団体及び学校教育団体に属する者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に、必要があるときは、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日条例第4号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

第2期東御市子ども・子育て支援事業計画の概要について

○ 計画の趣旨

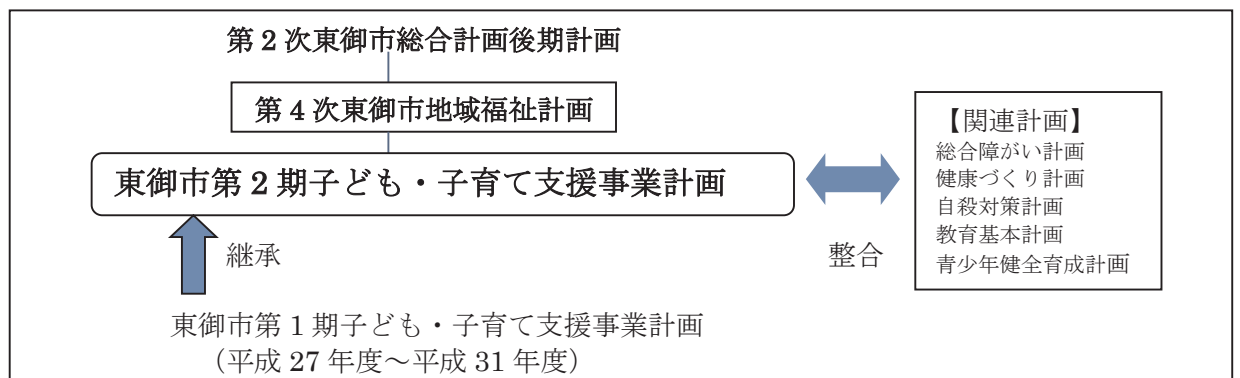
地域社会全体で子育てを支える環境を整え、子ども一人ひとりが尊重され、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現を目指すため、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、第1期子ども・子育て支援事業計画の理念を踏襲し、第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。策定にあたっては、「子育て安心プラン」「新・放課後子ども総合プラン」、児童福祉法改正を受けた児童虐待防止対策制度や関連施策を反映しています。

○ 東御市の他計画との位置づけ

1 東御市総合計画との関係

平成31年3月に策定された「第2次東御市総合計画・後期基本計画」を最上位計画とし、総合計画の基本目標である、「子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち」、「共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち」を推進するための計画としています。

2 他の計画との関係



○ 計画期間

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までとします。

○ 計画の進行管理

計画の進行管理を行うため、毎年度関係事業の実績データを集約し、子育て支援審議会において、進捗状況の説明を行い、子育て支援審議会の意見を基に改善を行っていきます。

また、国の施策や関係法令の動向を注視するとともに、市の施策との整合性を図ります。

資料 2

第 2 期東御市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

1 教育・保育給付事業の推進状況（第 4 章 5）について

（第 2 期東御市子ども・子育て支援事業計画 P42）

幼児教育・保育のニーズに係る施設型給付及び地域型保育給付については、特に保育が必要なニーズについては待機児童を発生させることなく、保育サービスを提供しました。（単位：人）

区 分		実績値		計画値				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
3 歳以上児 1 号認定（教育）	量 の 見 込 み	－	－	67	66	66	65	64
	実績値（確保方策）	96	70	67	66	66	65	64
	特定教育・保育施設	8	43	6	36	36	36	36
	認可を受けない幼稚園	88	27	61	30	30	29	28
	過不足（待機児童数）	0	0	0	0	0	0	0
3 歳以上児 2 号認定（保育）	量 の 見 込 み	－	－	624	613	603	591	581
	教育ニーズ	－	－	29	29	28	28	28
	保育ニーズ	－	－	595	584	575	563	553
	実績値（確保方策）	597	595	624	613	603	591	581
	特定教育・保育施設	587	582	624	613	603	591	581
	認可外保育施設	10	13	0	0	0	0	0
	過不足（待機児童数）	0	0	0	0	0	0	0
0 歳児 3 号認定（保育）	量 の 見 込 み	－	－	57	59	61	63	65
	実績値（確保方策）	54	45	57	59	61	63	65
	特定教育・保育施設	44	38	48	50	52	54	56
	特定地域型保育事業所	10	7	9	9	9	9	9
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
	過不足（待機児童数）	0	0	0	0	0	0	0
1・2 歳児 3 号認定（保育）	量 の 見 込 み	－	－	232	237	240	244	246
	実績値（確保方策）	224	227	232	237	240	244	246
	特定教育・保育施設	200	206	211	216	219	223	225
	特定地域型保育事業所	24	21	21	21	21	21	21
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
	過不足（待機児童数）	0	0	0	0	0	0	0
合 計		971	937	980	975	970	963	956

2 地域子ども・子育て支援事業の推進状況（第4章6）について

（第2期東御市子ども・子育て支援事業計画 P43～47）

（1）利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。本市においては、東部子育て支援センターでの一般型利用者支援事業と保健センターでの母子保健型利用者支援事業を継続して実施しました。

区分	実績		計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績 実施か所数（一般型）	1	1	1	1	1	1	1
実績（確保策） 実施か所数（母子保健型）	1	1	1	1	1	1	1

（2）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本市では、東部子育て支援センター「すくすく広場」、北御牧子育て支援センター「みまき未来館」の運営に該当する事業で継続して実施しました。

区分	実績		計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 （延人）	—	—	17,900	17,950	18,050	18,100	18,150
実績 （確保策） （人）	9,219	9,977	17,900	17,950	18,050	18,100	18,150
実施か所数	2	2	2	2	2	2	2

(3) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本市では基本健診14 回分の受診票を交付しており、継続して実施しました。

区分	実績		計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 (実人)	—	—	215	212	210	207	205
実績（確保策） (人)	186	174	215	212	210	207	205
健診回数 (1人につき)	14	14	14	14	14	14	14

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

概ね生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業で、継続して実施しました。

区分	実績		計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（実人）	—	—	215	212	210	207	205
実績（確保策） (人)	184	181	215	212	210	207	205

(5) 養育支援訪問事業

要支援児童、特定妊婦、要保護児童など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。本市では、配慮や経過の見守りが必要な児童や家庭に対し、保健師や家庭児童相談員の訪問指導などを実施し、また、家事の援助が必要な家庭に対しヘルパーの委託訪問を実施しています。関係機関との連携を図りながら継続して実施しました。

区分	実績		計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（人回）	—	—	50	50	50	50	50
実績（確保策） （回）	28	38	50	50	50	50	50
実施か所数	3	3	3	3	3	3	3

実施か所：ニチイ学館、東御市社会福祉協議会、みまき福祉会

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業で、継続して実施しました。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の実施については、必要に応じて対応します。

区分	実績		計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（延人）	—	—	10	10	10	10	10
実績（確保策） （人）	12	9	10	10	10	10	10
実施か所数	3	5	3	5	5	5	5

実施か所：うえだみなみ乳児院（乳児院）、原峠保養園（児童養護施設）、
森ホーム（ファミリーホーム）、軽井沢学園（児童養護施設）、里親

(7) 子育て援助活動支援事業 (就学児対象のファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

計画策定にあたりニーズ調査等から下記のとおり計画しましたが、地域の方々の協力を得ながら子育て家庭を支えるためにはどのような形がよいのか模索しつつ、各地区の地域づくり支援員を対象にヒアリング調査を行いました。

滋野地区の「おらちのえんがわ」では地域の方々が、日中の親子や放課後の子どもの居場所として受け入れをしており、当事業のように会員となり子どもを預かることは難しいという判断でした。他4地区については、子育て支援に係る事業等の実施は考えていないという状況でした。

また、平成30年度、平成31年度と2か年で提供会員養成講座を実施し、11名が修了していますが、当事業の登録者は0名です。修了者については、現在子育て支援ボランティアとして登録していただいております、今後活動の場を提供していきます。

ニーズについては、保育園の預かり事業、延長保育、児童クラブ等により現状対応できていると考えます。

当事業については、今後も検討していきます。

区分	実績		計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（実人）	—	—	46	46	46	46	46
実績（確保策）（人）	0	0	270	270	270	270	270
実施か所数	0	0	1	1	1	1	1

(8) 預かり保育事業

未就園児の保護者の急な要件により保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。市内6保育園では未就園児を対象に、くるみ幼稚園では1号認定を受けた在園児を対象に継続して実施しています。令和3年度は、くるみ幼稚園の未就園児を対象とした一時預かりの実績はありませんでした。

◆保育園及び認定こども園での一時預かり（対象：未就園児）

区分	実績		計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（延人）	—	—	800	800	800	800	800
実績（確保策） （人）	1,701	558	800	800	800	800	800
実施か所数	6	7	6	6	6	6	6

◆認定こども園での預かり保育（対象：1号認定を受けた在園児）

※令和2年度は未移行幼稚園

区分	実績		計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込 （延人）	—	—	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実績（確保策） （人）	1,120	967	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実施か所数	1	1	1	1	1	1	1

◆幼稚園での預かりⅡ型（未入園の2歳児を対象とした預かり保育）

区分	実績		計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（延人）	—	—	—	20	20	20	20
実績（確保策） （人）	—	0	—	20	20	20	20
実施か所数	—	0	—	1	1	1	1

(9) 延長保育事業

保育所及び認定こども園（２号）利用者を対象に、保育認定時間外に保育を希望する場合に提供する事業で、本市では６か所の保育園及び１か所の認定こども園で実施しています。

区分	実績		計画値				
	令和２年度	令和３年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（実人）	—	—	800	800	800	800	800
実績（確保策） （人）	517	480	800	800	800	800	800
実施か所数	6	7	6	6	6	6	6

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを、医療機関や保育所の付設の専用スペースなどで一時的に預かる事業で、本市では２か所で継続して実施しています。

令和３年度本事業の利用は３件でした。新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われます。

区分	実績		計画値				
	令和２年度	令和３年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込（延人）	—	—	50	50	50	50	50
実績（確保策） （人）	0	3	50	50	50	50	50
実施か所数	2	2	2	2	2	2	2

実施個所：祢津保育園（病児）、海野保育園（病後児）

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により、日中家庭において適切な育成を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。本市では、平成27年度より高学年の受け入れをしており、継続して実施しています。

区分	実績		計画値				
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込（人）	—	—	299	311	315	314	312
実績（確保策） （人）	277	287	299	311	315	314	312
実施か所数	11	11	9	8	8	8	8

令和2年度 実績内訳：市立児童クラブ 実績（人）：265人、実施か所数：10

私立児童クラブ 実績（人）：12人、実施か所数：1

令和3年度 実績内訳：市立児童クラブ 実績（人）：273人、実施か所数：10

私立児童クラブ 実績（人）：14人、実施か所数：1

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、本市においては新制度未移行幼稚園の保護者に対し、副食費の補助（第2子半額、第3子以降全額、ただし上限額の設定あり）を実施しています。

【令和2年実績 支払い実人数45名 6施設】

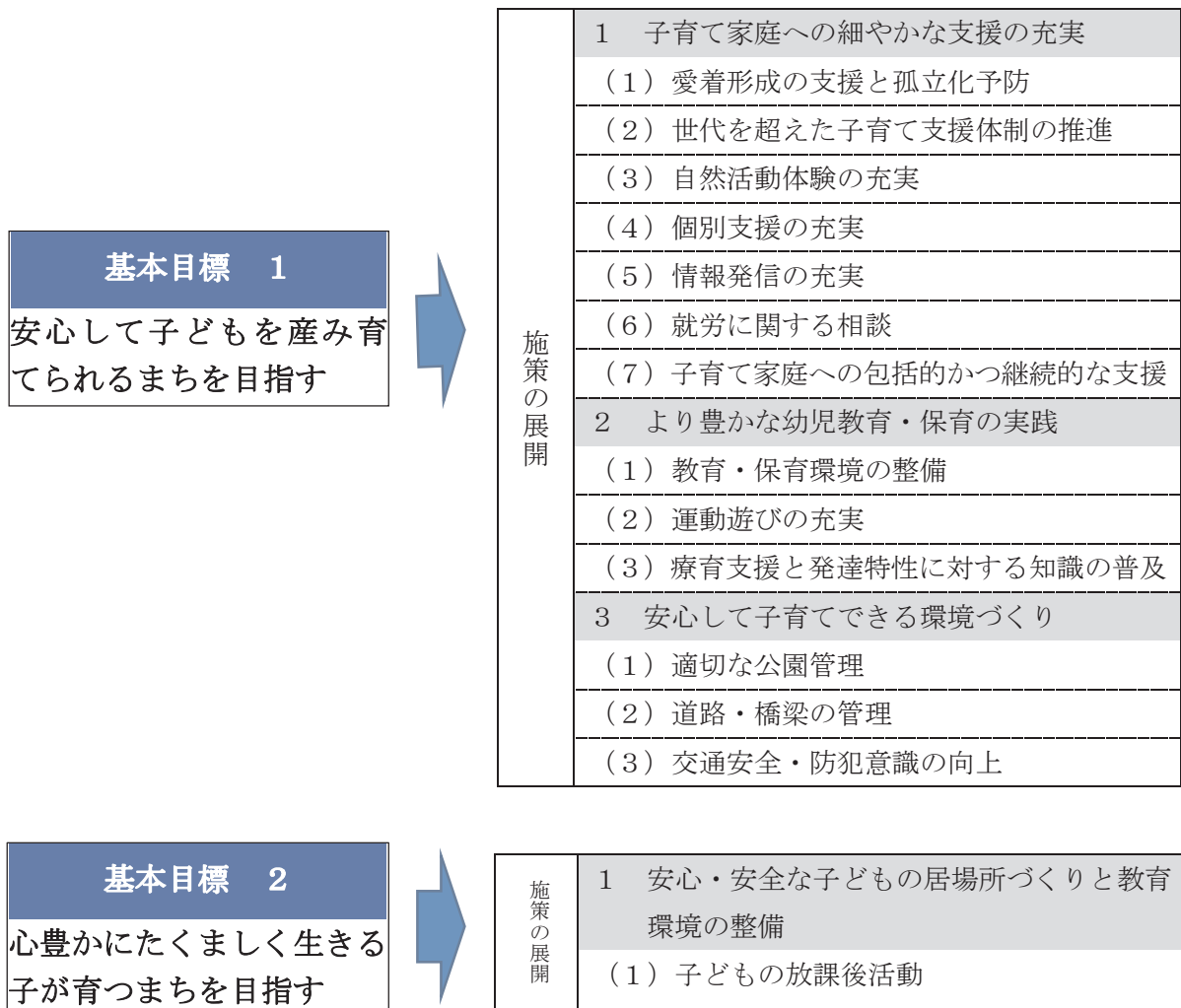
【令和3年実績 支払い実人数10名 3施設】

3 子育て支援施策の推進状況（第4章7）について

（第2期東御市子ども・子育て支援事業計画 P.48～60）

計画の体系

基本理念 I 子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち



基本理念 II 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標 1
生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す



施策の展開	1 生涯を通じた健康増進の推進
	(1) 母子の健康増進
	(2) 切れ目ない支援の充実
	(3) 愛着形成の支援と虐待予防

基本目標 2
誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す



施策の展開	1 支えあう地域福祉づくりの推進
	(1) 地域福祉計画に基づく地域福祉の推進
	2 障がい児福祉の充実
	(1) 切れ目ない支援の充実
	3 虐待防止の推進
	(1) 虐待防止の啓発、早期発見、早期支援
	(2) 関係機関との情報共有と連携強化
	4 子どもの貧困対策の推進

基本理念 I 子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち

基本目標 1 安心して子どもを産み育てられるまちを目指す

基本施策 1 子育て家庭への細やかな支援の充実

具体的な取り組み（計画）

- （１）母子の愛着形成の支援や児童虐待を予防するため、妊娠期及び乳児期早期を対象とした教室や相談事業等を開催します。

具体的な事業

- 0歳児のママ広場 ○ ふれあいひろば ○ 育児座談会 ○ 利用者支援事業
- つくって遊ぼう ○ BP プログラム・NP プログラムの実施（注 1、2）
- 子育て応援相談 ○ すくすく相談 ○ 発達支援

- （２）中高校生や子育て世代などとの交流の場を創出し、世代を超えた子育て支援体制を推進します。また子育てしやすい地域づくりについて、市民や地域、企業等とともに学び、考える機会を設けます。

具体的な事業

- ぽけっとひろば ○ のびのびっこ・外遊びの会の活動支援
- ボランティアの活動支援 ○ 中高校生のボランティア活動等の受け入れ
- 子育てフェスティバル ○ 市立保育園での実習・職業体験等の受け入れ

- （３）東御の豊かな自然環境の中で、親子で外遊びや里山活動を楽しみ、様々な体験を通じて子どもの元気な育ちを応援します。

具体的な事業

- こうえんひろば ○ 里山活動（公財：身体教育医学研究所主催）
- のびのびっこ・外遊びの会の活動支援

- （４）支援が必要な家庭について、個別に相談に対応し、必要な支援を行います。また、他機関との連携により、総合的かつ継続的に支援します。

具体的な事業

- 発達支援事業 ○ 養育支援訪問事業（注 3）
- 子育て短期支援事業（注 4） ○ ペアレントトレーニング

- （５）子育て応援ポータルサイト等により適切に情報発信を行います。

具体的な事業

- 子育て応援ポータルサイト「すくすくぽけっと」の運営 ○ 子育てガイドブック

(6) 就労に係る相談等ができる機会を設けます。

具体的な事業

○「えべや」との連携事業 ○県の就労相談事業

(7) 東御市に居住する出生から概ね 18 歳までのライフステージにおいて、「子どもの自立」を目指した支援及び「子育て家庭への包括的かつ継続的な支援」を実施します。

具体的な事業

○子ども家庭総合支援拠点の設置 「子ども・家庭支援室」(仮称)

注 1 BP プログラム…Baby Program 親子の絆づくりプログラム

2 NP プログラム…Nobody's Perfect カナダ発の就園前の子どもを持つ親支援プログラム

3 養育支援訪問事業…子どもの安定した養育のため家事支援が必要と認められる家庭に対し、家事支援ヘルパーを派遣する事業

4 子育て短期支援事業…保護者が疾病により子どもを育てることが難しい場合や、経済的及び社会的な事由により保護者が不在となる場合等において、短期間(原則 7 日以内)の間、お子さんをお預かりする事業

令和 3 年度の実績

(1) (2) (3) (4) 子育て支援センターの運営

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 3 年 4 月上旬、令和 4 年 1 月下旬から 3 月上旬まで休館としましたが、随時、電話での育児相談や個別相談を行い、保護者支援を実施しました。
- ・『新型コロナウイルス感染症にかかる子育て支援センター対応基準』を作成し、子育て支援センターの利用は感染警戒レベルに応じて、予約制・人数制限・利用時間の制限を設けました。レベルが高い時には、密にならないよう午前中は予約で 2 部制(9 時から 10 時 30 分、10 時 45 分～12 時)にして 20 組の親子が利用できるように対応しました。
- ・各行事も感染警戒レベルに応じて行いました。レベルが高い時には中止や延期したこともありましたが、レベルが低い時には予約制にして人数制限を行い、開催することができました。また、野外での活動は人数制限を行わず実施することができました。
- ・感染予防対策として、室内や遊具の消毒、換気を徹底して子育て支援センターの運営をしました。
- ・子育て支援センターに子ども用ロッカーや下駄箱を設置し新年度年少で入園する子を対象に持ち物の始末や来館時のシール貼りができる環境を整え、入園に期待が持てるようにしました。
- ・令和 3 年度の子育て支援センター利用者は 9,977 名です。

(5) ポータルサイトの活発な運用

- ・新型コロナウイルス感染症予防のため、外出制限がかかる中においても、すくすくぽけっと（すくすくぽけっとチャンネル）に手遊びやふれあい遊びの動画を掲載して、自宅でも一緒に親子が遊べるようにしました。
- ・新型コロナウイルス感染症の情報等を掲示し、利用者に周知しました。
- ・行事案内や実施した行事の様子も「すくすくぽけっと」によりお知らせしました。

閲覧ページ数 240,345 ページ

(6) 就労に係る相談事業

- ・県就労相談は6月から東部子育て支援センターでは8回、北御牧子育て支援センターは7月から3回実施しました。

(7) 妊娠期から概ね18歳までの子育て家庭への包括的かつ継続的な支援の実施

- ・子どもへの切れ目のない支援のあり方検討会提言（2021.2.8）を踏まえ、子育て支援課を核に健康保健課、福祉課、教育課による関係者定例会を開催し、子ども家庭総合支援拠点の設置及び子どもサポートセンターの開設について協議しました（全11回）。
- ・子ども家庭総合支援拠点が子育て、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、実情の把握から専門的な相談対応、継続的なソーシャルワーク業務に取り組むため、複雑な家庭環境にある子どもに係る関係者会議を開催し、支援内容や役割の確認を行い、支援サービスの調整に取り組みました（全22回）。
- ・令和4年4月1日、子どもとその家庭に関する包括的な相談業務と要保護児童対策地域協議会に関する業務を担う「子ども家庭総合支援拠点」の設置と子どもや家庭が抱える様々複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援に取り組む「子どもサポートセンター」を開設しました。

基本理念 Ⅰ 子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち
基本目標 1 安心して子どもを産み育てられるまちを目指す
基本施策 2 より豊かな幼児教育・保育の実践

具体的な取り組み（計画）

（１）保育サービスの充実と、安全で良好な幼児教育・保育環境の整備を進めます。

具体的な事業

- 幼児教育・保育施設環境の整備
- 特別保育の充実
- 食育事業
- 保育士等研修事業

（２）運動あそびの対象年齢を拡大し、心身ともに健やかな子どもの成長を支援します。

具体的な事業

- 運動あそび事業
- 信州型自然保育

（３）発達特性の早期発見と発達段階に応じた療育支援の充実、発達特性への正しい知識の普及推進を図ります。

具体的な事業

- ５歳児発達相談事業
- 発達支援事業

令和３年度の実績

（１）保育サービスの充実と幼児教育・保育環境整備

- ・季節の行事、大切な取り組みは、実施内容の検討や感染対策を十分に行ったうえで実施しました。
- ・特別保育（延長、休日、一時保育など）は、利用者のニーズに合わせ実施しました。
- ・食育は衛生面に気を付け、園ごとに工夫をして季節等に応じた取り組みを実施しました。
- ・職員研修を行う際、リモートや動画配信を活用するなど、感染予防に努めながら実施しました。

（２）運動あそび事業・信州型自然保育

- ・運動あそびや信州型自然保育は、園児の体調に配慮しながら実施しました。具体的には、年長園児が野外体験を行い、どんぐりひろい、水遊びをするなど、子どもの成長に資する活動を実施しました。
- ・地域の方との人的な交流は、全く実施できなかった昨年度と異なり、感染予防対策を行ったうえで実施できる内容を検討し、屋外において参加できる人数も抑えながら実施しました。

(3) 5歳児発達相談事業・発達支援事業

- ・年度内に5歳となる市内の子どもを対象に発達相談事業を行いました。就園児は園での集団生活における児の発達特性を観察し、必要に応じて発達相談・発達検査を行いました。その結果を受け、園と家庭で育児の課題を共有し、必要な支援の実施に繋がりました。
- ・「発達支援の日常化」のため、子育て支援センターの日常的な利用を促すことや、療育専門保育士の定例相談日（月1回）を設けるなど、子どもの発達支援事業「ひまわりっこ」を実施しました。

令和3年度実績 延べ 5組 75名

延べ支援センター日常利用 276組 638名（上記5組の利用者）

基本理念 I 子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち
基本目標 1 安心して子どもを産み育てられるまちを目指す
基本施策 3 安心して子育てできる環境づくり

具体的な取り組み（計画）

- （１）「公園施設長寿命化計画」、「道路整備計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、適切な維持管理をします。
- （２）道路・橋梁整備などを計画的に行います。
- （３）交通安全教室や防犯教室の実施、通学路の安全確保を図ります。

令和３年度の実績

- （１）（２）地域の環境整備
 - ・子どもの生活圏内である都市公園や道路等について、関係部署により計画的に維持管理等を実施しています。
- （３）交通等安全確保
 - ・交通安全教室は、感染予防に努めながら実施しました。
 - ・園児が行く「お散歩コース」の途中に危険な箇所がないか、保育士が事前に確認をしました。また、職員会において、より安全なルートの確保について検討を行っています。

基本理念 1 子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち

基本目標 2 心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

基本施策 1 安心・安全な子どもの居場所づくりと教育環境の整備

具体的な取り組み（計画）

（1）子どもの放課後活動

- ①児童館と放課後児童クラブの充実を図り、子どもが子どもらしく主体的に過ごす時間を創出します。
- ②地域との連携を深め、異年齢や地域住民との交流活動を推進します。
- ③保護者のニーズを捉え、子どもの放課後の環境改善を進めます。老朽化した和児童館の移転新築事業を令和3年度以降に実施し、新施設に放課後児童クラブを併設させ、環境改善と利便性の向上を図ります。

令和3年度の実績

（1）子どもの放課後活動

- ①児童館及び放課後児童クラブについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設内の消毒や換気を徹底し、感染予防対策を行い運営しました。また、県のまん延防止等重点措置期間中は利用自粛を依頼しました。
 - ・令和3年度児童館の利用人数 延べ51,893人
 - ・令和3年度児童クラブの利用人数 延べ47,324人
- ②異年齢間の交流活動として、令和元年度から実施している「放課後遊び塾」は、東御清翔高校ボランティア部の生徒、主任児童委員、子ども会育成会など地域の方の協力を得て、感染対策を講じて実施しました（各小学校2回全10回開催、延べ参加人数172人）。
- ③和児童館建設検討委員会を令和3年度は2回実施しました。和児童館の完成を令和3年3月31日に予定していましたが、建設資材の調達遅れから工期を延長して令和4年6月15日に完成し、7月1日に竣工式を実施しました。

【和児童館概要】

建設地：東御市和7999-3（旧和保育園跡地）

利用形態：児童館、児童クラブの併設施設（利用最大想定児童数：200人）

部屋：遊戯室、学習室、図書室、静養室、
児童クラブ室×4（支援単位は2支援）

構造・規模：木造平屋建て

延床面積：597.06㎡（児童館分341.21㎡、児童クラブ分255.85㎡）

基本理念 II 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち
基本目標 1 生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す
基本施策 1 生涯を通じた健康増進の推進

具体的な取り組み（計画）

- （１）妊産婦健診、乳幼児健診による疾病、障がい等の早期発見と早期支援を実施します。
- （２）妊産婦及び乳幼児家庭訪問による保健指導、出産・子育てに係る相談を実施します。
- （３）両親学級、離乳食教室等による妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- （４）産後ケア事業、各種相談及び心の健康づくり講座等により育児に係る負担と不安の軽減を図ります。
- （５）関係部署、機関等との連携による妊娠・出産・子育てに係る切れ目ない支援を提供します。
- （６）各事業を通じた児への愛着形成の促進及び虐待の未然防止に努めます。

令和３年度の実績

- （１）～（４）母子の健康増進
 - ・妊娠届出のあった妊婦に対し、母子健康手帳、妊婦一般健康診査受診票、妊婦歯周病検診受診券、産婦健康診査受診票、授乳相談等助成券を発行しました。同時に、保健指導を行い妊娠出産に対する不安軽減に努めました。
 - ・乳幼児健診において、児の発育・発達の確認や母親の育児支援を実施しました。
 - ・妊産婦及び乳幼児家庭訪問においては、正しい知識の普及に努め、不安等がある場合は必要なサービスに繋げ、再訪問・面接等をしてフォローを行いました。
 - ・もうすぐママパパ学級や離乳食教室を開催し、妊婦と家族の妊娠・出産・育児・食事・栄養について正しい知識の習得に努めました。
 - ・産後ケア事業では母体の心身のケアや授乳指導、育児のアドバイスを実施しました。また、相談事業として子育て相談、言語相談、発達相談、精神保健相談を実施しました。
- （５）切れ目ない支援の充実
 - ・市内助産施設と連携会議や子育て支援課連携会議、保育園との情報共有会議等を開催しました。妊娠期の母子を支える関係者で定期的に事業検討や連携を図るための話し合い、乳幼児健診で保護者への遊びや対応等の支援が必要な対象者を子育て支

援センターにつなぐ、児の入園に向けての発達課題等に対する支援や対応の必要性について保育園に引継ぎをしました。

(6) 愛着形成の支援と虐待予防

- ・乳幼児健診等の母子に関わる全ての場面において、保健師が子どもに発育状況や身体的異変、養育環境、保護者の言動等を注意深く観察し、虐待に至らないように適宜見守り、相談、指導、啓発を行っています。

基本理念 II 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち
基本目標 2 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す
基本施策 1 支えあう地域福祉づくりの推進

具体的な取り組み（計画）

市民が地域福祉活動に参加しやすい環境の整備及び地域福祉意識の啓発活動を実施します。

（１）災害時支えあい台帳作成・更新を行います。

令和３年度の実績

（１）災害時支えあい台帳作成

- ・区役員、民生児童委員、消防団員が災害時に支援が必要とする要配慮者（高齢者、障がい者、妊婦等）を選定し、地域の状況を考慮した支援者を決定し台帳作成を行いました。
- ・自治推進委員会や地域福祉懇談会で災害時支えあい台帳の新規作成・更新の依頼を行いました。また、区の防災訓練で台帳を利用した避難訓練の実施依頼をしました。

基本理念 II 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標 2 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

基本施策 2 障がい児福祉の充実

具体的な取り組み（計画）

- （１）運動発達支援、SST（注１）などの障がい児の力を伸ばす療育支援や放課後、長期休暇中における居場所の確保をする支援を柱とし、多岐にわたる障がい児支援サービスを提供します。

注１ SST…ソーシャル・スキル・トレーニング 人が社会で生きていくうえで必要な技術を習得するための訓練

- （２）乳幼児健診、特別支援学級、ペアレント・トレーニング等の充実において、保健、医療、教育、労働等との連携を強化し推進します。

令和３年度の主な取り

- （１）放課後等デイサービス※の利用促進

- ・希望する児童が適切に利用できるよう調整しました。

※放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービス

- （２）児童発達支援の利用推進

- ・希望する児童が適切に利用できるよう調整しました。

※児童発達支援

就学前の特別な支援の必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス

基本理念 II 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標 2 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

基本施策 3 虐待防止の推進

具体的な取り組み（計画）

- （１）地域での見守り、声かけ体制を構築します。
- （２）東御市虐待等防止総合対策推進協議会を開催し、児童相談所、福祉事業者、警察などの関係機関との連携強化を図ります。
- （３）相談窓口の周知を行います。

令和３年度の実績

- （１）地域の体制構築
地域及び関係機関からの通報に対応して児童相談所と連携して対応しています。
- （２）関係機関との連携強化
 - ・要保護児童対策地域協議会（要対協）を開催し、児童の所属機関との連携強化を図りました。
 - ・子育て短期支援事業を活用し、一時的に児童の養育・保護を行いました。
- （３）相談窓口の周知
虐待啓発並びに相談窓口のポスター・チラシを配布しました。

基本理念 II 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち

基本目標 2 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

基本施策 4 子どもの貧困対策の推進

具体的な取り組み（計画）

国、県の動向を注視するとともに、市の福祉、教育等を中心に関係機関が連携を行うことにより、教育の支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的な支援等を総合的に取り組みます。

- （１）自立相談支援事業の推進
- （２）家計改善支援事業の推進
- （３）子どもの学習・生活支援事業の推進
- （４）就労準備支援事業の推進

令和３年度の実績

- （１）自立相談支援事業の推進

子どものいる生活困窮の相談を世帯全体の課題として捉え、複合的な課題（就労支援・困窮・家族や地域との関係・子どもの養育・保護者の精神的なフォロー等）を抱える世帯に寄り添いながら、多機関と連携し総合的に相談に取り組みました。

- （２）家計改善支援事業の推進

子どものいる生活困窮世帯の経済的課題について、家計表やキャッシュフロー表に整理し、家計収支を明らかにしました。また必要に応じ、納税、債務整理、貸付のあつせん、支出減の助言等を行い、家計の経済的課題の解決に取り組みました。

- （３）子どもの学習・生活支援事業の推進

学習支援として、生活困窮世帯の小学生～高校生に対して個別で支援を行ったことにより、悩みや家庭の状態を話してくれ、リスクの把握や家庭全体への支援を検討することにつながりました。また、学習意欲につながるよう、本人が好きなことと学習を組み合わせるなどの工夫を行いました。また親子ともにストレス発散や息抜きができるよう、居場所支援を行いました。

- （４）就労準備支援事業の推進

就労による社会的自立を果たすことができるよう、個別・集団によるプログラムを実施している。令和３年度は２０代の男性の参加が中心となりました。今後にも必要に応じ連携を図ります。

子どもサポートセンターにおける子育て・子育て支援のための施策について

1 子どもサポートセンター運営体制に関する基本方針

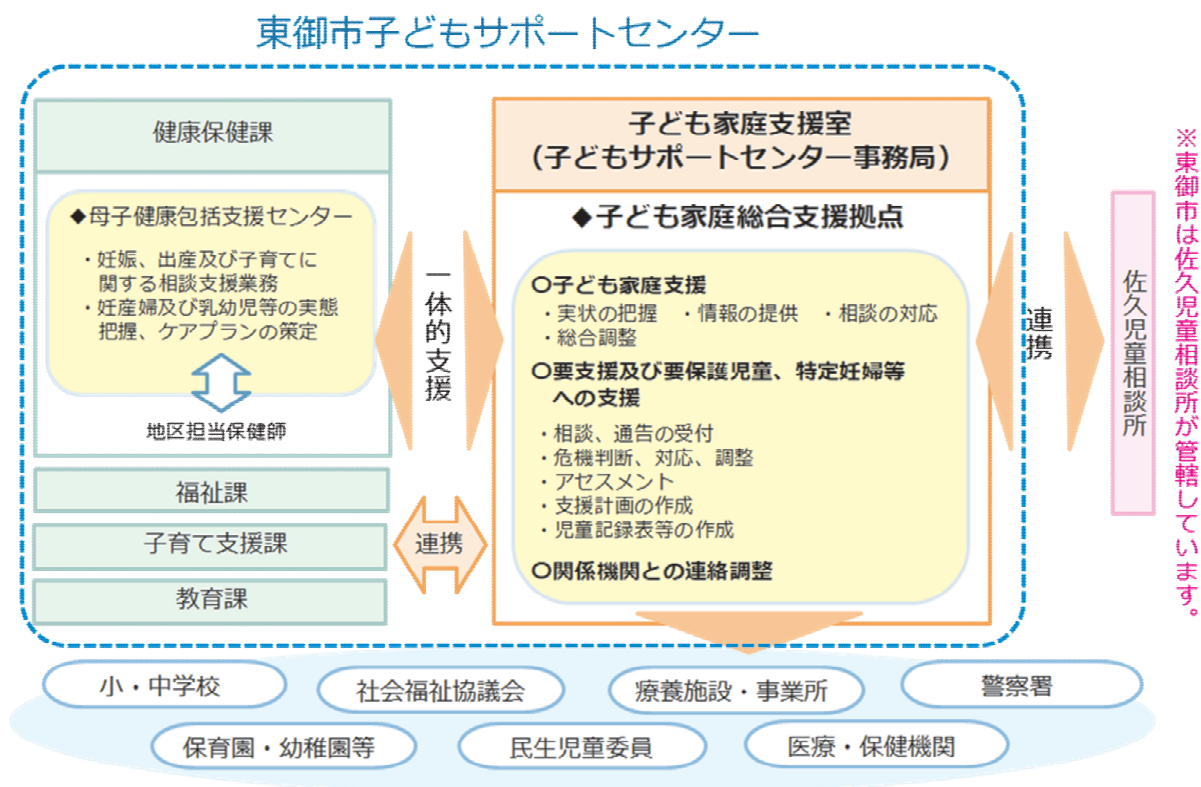
今や子どもの抱える困難は子ども自身の要因のみならず、家庭内における親子の関係性や家庭環境など、様々な要因が複合的に重なり合って表面化しています。

このような状況を踏まえ、「全ての子どもが、自立した個人として健やかに成長することができる社会を実現する」ことを目指し、子育て・子育てを支えるための新たな運営体制として子どもサポートセンターを設置しました。

子どもサポートセンターでは、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を支えるため、3つの基本目標を定め、それらの達成を図るために5つの施策を展開します。

○ 運営体制の基本方針

妊娠期から概ね18歳までの子どもとその家庭を対象に、「子ども支援」と「家庭支援」の両面から継続的かつ包括的な支援を行うとともに、子育てを通じて顕在化してきている「家庭の養育力」の課題に対し、保健・福祉・子育て・教育の各分野と関係機関や地域資源が密接にネットワークを形成し、協働して支援します。



(1) 「子ども支援」と「家庭支援」の継続的かつ包括的な実施

子どもの成長を支えるためには、家庭における子育てをしっかりと支えることが必要なため、「子ども家庭支援室」ⁱに知見を有する専門職（保健師、社会福祉士、臨床心理士、保育士、教員経験者等）を配置し、子ども支援と家庭支援を包括的に実施します。

また、子どもの発達や虐待といった、子どもや家庭が抱える様々な課題に対応するため、「子ども家庭総合支援拠点」ⁱⁱ機能を備え、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じる体制を整えます。

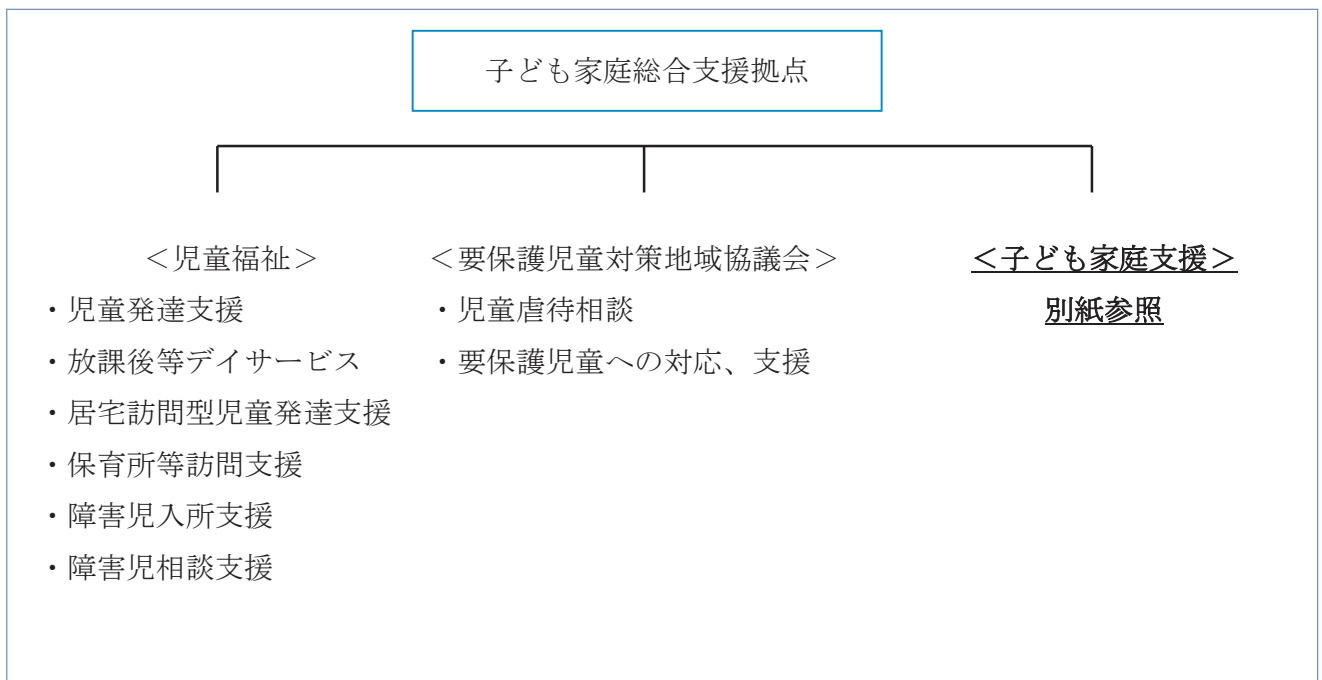
i 「子ども家庭支援室」

…子育て子育て施策の企画立案、総合調整にあたりとともに、子どもサポートセンターの事務局を司ります。専門職6名（社会福祉士、保健師、ケースワーカー（臨床心理士）、こども家庭相談員（教員経験者）、子ども家庭支援員（教育指導主事併任）、スクールソーシャルワーカー（非常勤 社会福祉士）、事務職2名の計8名体制で業務にあたっています。

ii 「子ども家庭総合支援拠点」

…子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを担います。市は本年4月に小規模A型拠点を設置して支援にあたっています。

【子ども家庭支援室】



（２）保健・福祉・子育て・教育の各分野並びに関係機関、地域資源との連携

子どもが大人になるまでの一連の成長過程において、保健・福祉・子育て・教育の“縦割り”を廃した分野横断的な「支援チーム」により、妊娠前から妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各成長ステージにおいて切れ目のない支援に取り組めます。

① 定例カンファレンス（毎週火曜日）

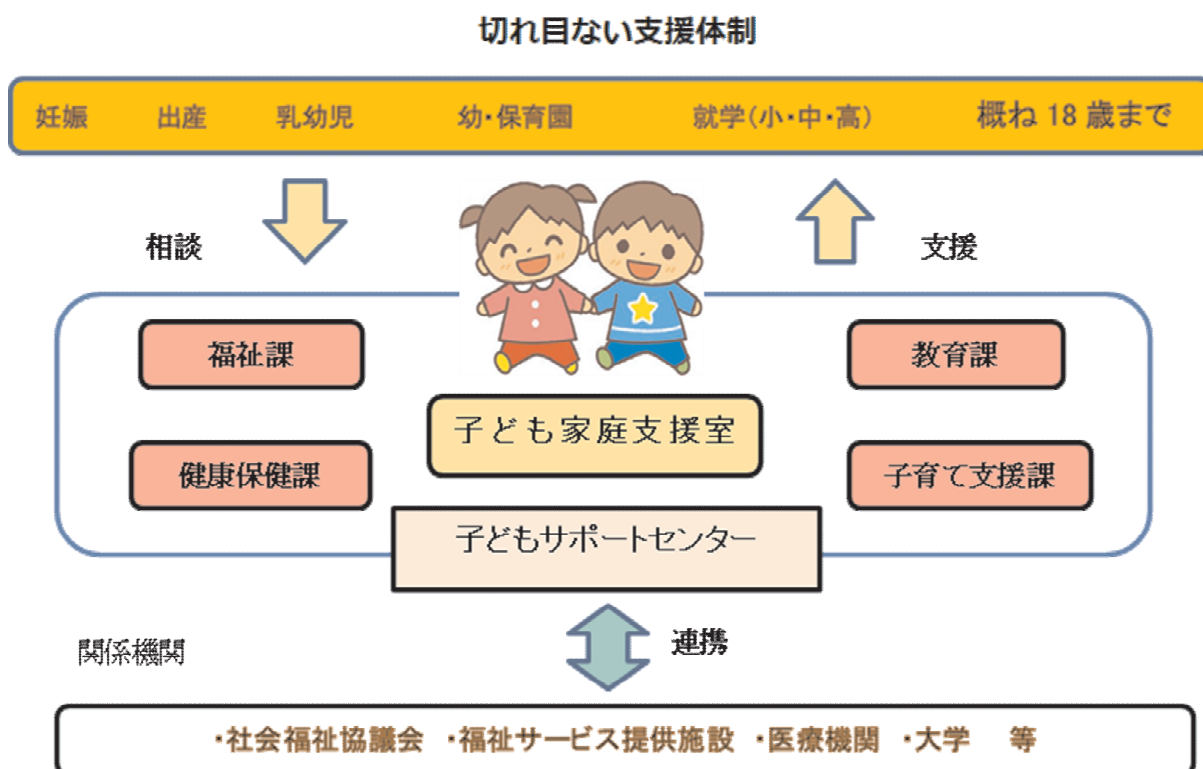
…子ども家庭支援室（専門職 6 名）、子育て支援課（専門職 2 名）で構成し、ケース検討、支援の調整、情報共有を行います。

② 子どもサポートセンター運営委員会幹事会（毎月第 3 火曜日）

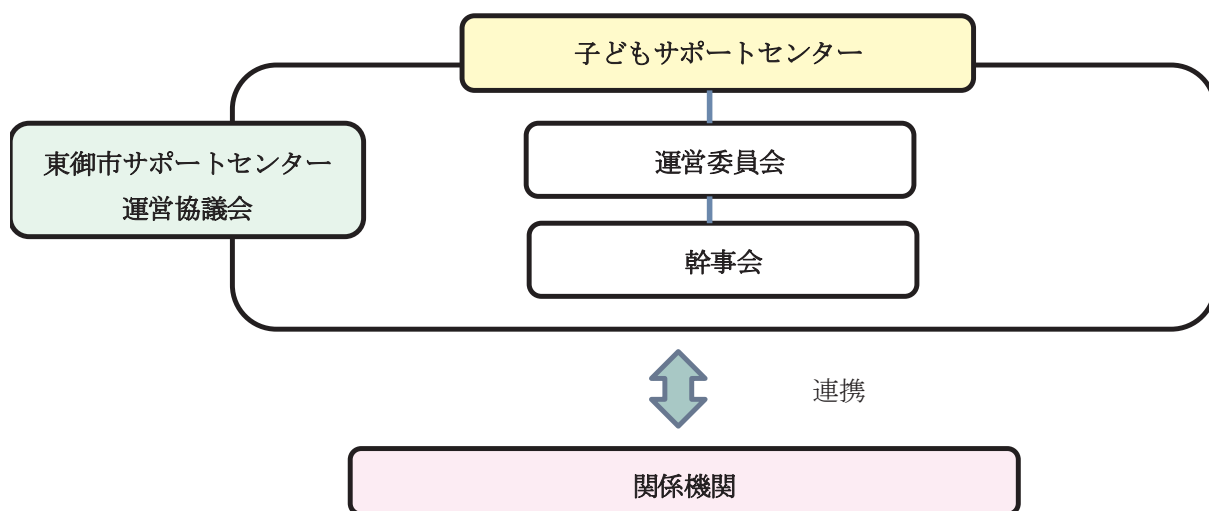
…子どもに関係する各部署の業務担当職員（14 名）で構成します。支援ケースの情報共有や子ども家庭支援に有効な施策の検討のほか、支援のスキルアップのための研修を実施します。

③ 子どもサポートセンター運営委員会（隔月 1 回）

…センター長（健康福祉部長）を中心に、子どもに関係する部署（福祉課、健康保健課、子育て支援課、教育課、子ども家庭支援室）の部課長（7 名）、オブザーバー 2 名（副市長、教育長）で構成します。新たな子育て子育て施策等、政策的事項を検討します。



子どもサポートセンター運営体制



○ 子どもサポートセンターの基本目標

基本目標Ⅰ：待ちの支援から予防的に関わる支援の充実

子どもサポートセンターの相談窓口機能を強化するとともに、相談に来ることを待っている支援が困難になることを踏まえ、そもそも困難が生じることを未然に防ぐための予防的に関わる支援を充実させます。

<目標達成に向けた施策>

- ◆ 子どもサポートセンターにおける窓口機能の強化
- ◆ 子育てリスクの早期発見とプッシュ型支援の推進
- ◆ 健全な親子関係を形成するための支援の推進

基本目標Ⅱ：不適応・不登校要因の的確な把握と早期支援

児童生徒の発達特性や家庭の養育力における課題など、不登校の要因となる背景が多様化・複雑化していることを踏まえ、予兆への対応も含めたライフステージごとの対応を整理し、早い段階から組織的・計画的な支援を行います。

<目標達成に向けた施策>

- ◆ 家庭環境を整えるためのアウトリーチ型支援の推進

基本目標Ⅲ：地域全体で支える子ども・子育て家庭の居場所づくりの推進

学校や家庭に居場所がないと感じている子どもや様々な困難に直面している子育て家庭の孤立を防ぎ、地域の中で様々な人と出会い、ふれあい、社会性や豊かな人間性を育めるようにするため、人とつながるための居場所づくりを推進します。

<目標達成に向けた施策>

- ◆ 人とつながる安心・安全な居場所の提供、地域の居場所づくり活動の推進

資料 4

2 子どもサポートセンター子育て・子育て支援施策実行計画 (アクションプラン)

子どもサポートセンターの3つの基本目標の達成を図るために、5つの施策の方向性に沿って、7つの重点的な事務事業に取り組みます。

基本目標Ⅰ：待ちの支援から予防的に関わる支援の充実

施策名	施策の方向性
1、子どもサポートセンターにおける窓口機能の強化	子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と <u>子育て世代包括支援センターⁱⁱⁱ</u> （母子保健）の機能を一体化し、一元的なマネジメント体制を構築します。
事務事業名	事業の概要
①母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業	<事業内容> 子育て支援センターの2階を改修し、子ども家庭総合支援拠点に子育て世代包括支援センターを統合した一体的相談支援機関を整備します。 （「<u>子ども家庭センター</u>」^{iv}機能の確立）
	<事業費> 43,300 千円（国：34,869 千円、市：8,431 千円）
	<事業期間> 令和4年10月～令和5年7月31日
②母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業	<事業内容> 子育て支援ポータルサイトをリニューアルし、新たな家庭・養育環境の支援策が確実に妊産婦、子育て世帯、子どもへ届く広報機能を確立します。
	<事業費> 2,640 千円（国県：2,200 千円、市：440 千円）
	<事業期間> 令和4年10月～令和5年2月28日

iii 「子育て世代包括支援センター」

… 主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握するとともに、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う機関。市では、妊娠期を「健康保健課」が、子育て期を「子育て支援課」が担う2つの窓口体制により支援を実施しています。

iv 「子ども家庭センター」

… 「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）と「子育て世代包括支援センター」（母子保健）の双方の組織を一体化した相談機関の名称。R4. 6. 15に成立した改正児童福祉法（R5. 4. 1施行）において、市町村に対して「子ども家庭センター」の設置に努めるよう求めています。

施策名	施策の方向性
2、子育てリスクの早期発見と プッシュ型支援の推進	子どもの特性に応じた問題行動を早期に発見して適切な支援につなげるため、1歳児を持つ保護者への予防的介入と関係専門職のスキル向上を目的とする子どもの発達研修会を実施します。
事務事業名	事業の概要
①子育て支援おしゃべり会「すくすくはッピー」	<事業内容> 一歳児の育児に何らかの困りごとを抱える保護者を対象に、臨床心理士の奥田健次先生を講師に迎え、子どもと適切な関係性を築くための基本的な方法を座談会形式で研修します。(全5回)
	<事業費> 500千円(国県:333千円、市:167千円)
	<事業期間> 令和4年8月～
施策名	施策の方向性
3、健全な親子関係を形成するための支援の推進	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、不適切な養育状況に陥る前に、健全な親子関係を形成するための支援に取り組みます。
事務事業名	事業の概要
①保護者支援臨時特例事業	<事業内容> 保護者が子どもとの適切な関わり方を学び、子どもと向き合える環境を整えるため、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニングを実施します。
	<事業費> 900千円(国県:675千円、市:225千円)
	<事業期間> 令和5年4月～

基本目標Ⅱ：不適応・不登校要因の的確な把握と早期支援

施策名	施策の方向性
4、家庭環境を整えるためのアウトリーチ型支援の推進	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員を派遣し家庭や養育環境を整えます。
事務事業名	事業の概要
①子育て世帯訪問支援臨時特例事業	<事業内容> 家庭環境を背景として不登校になっている子どもたちを対象に、教育委員会との連携により家庭との関係性を築きながら、訪問して家事や育児などの生活支援を行います。
	<事業費> 5,806 千円（国県：4,173 千円、市：1,633 千円）
	<事業期間> 令和 4 年 10 月～

基本目標Ⅲ：地域全体で支える子どもと子育て家庭の居場所づくり

施策名	施策の方向性
5、人とつながる安心・安全な居場所の提供、地域の居場所づくり活動の推進	養育環境等に関する課題を抱える子どもや家庭の社会的な孤独・孤立を防ぐため、官民が協働して安心・安全な居場所の提供に取り組み、地域セーフティネットの構築を推進する。
事務事業名	事業の概要
①子どもの居場所づくり事業	＜事業内容＞ 貧困をはじめ、様々な課題を抱える子どもと家庭が孤独・孤立に陥ることのないよう、子ども食堂や学習支援などを行う子どもの居場所づくりを委託して実施します。
	＜事業費＞ 1,250 千円（国：1,250 千円 市：0 千円）
	＜事業期間＞ 令和 4 年 7 月～
②子どもの居場所づくり補助事業	＜事業内容＞ 様々な困難に直面している子どもと家庭の孤立を防ぎ、子どもの健全な育ちを支援するため、子どもの居場所づくりに取り組む市民活動団体を支援します。
	＜事業費＞ 720 千円（国：540 千円、市：180 千円）
	＜事業期間＞ 令和 4 年 7 月～